

# 令和 8 年度水質測定計画（案）について（概要）

福島県生活環境部水・大気環境課

## 第 1 令和 8 年度水質測定計画のポイント

### 1 公共用水域水質測定計画

- 環境基準項目について、109河川等、126水域、197地点で測定を行う。

### 2 地下水の水質測定計画

- 環境基準項目について、概況調査54地点（前年度55地点）、継続監視調査225地点（前年度229地点）で測定を行う。

## 第 2 公共用水域水質測定計画

### 1 目的

県や中核市などは、水質汚濁防止法第 15 条第 1 項の規定により公共用水域や地下水の汚濁の状況について常時監視することとされており、その内容については、同法第 16 条第 1 項の規定で、毎年、水質測定計画を作成することとされている。

この規定に基づき、県内の公共用水域（河川、湖沼及び海域）の水質汚濁の状況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定めるものである。

なお、作成にあたっては同法第 21 条第 1 項の規定により審議会に諮問し、意見を得ることとされている。

### 2 調査の種類

#### (1) 環境基準項目等調査

水質汚濁に係る人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準（環境基準）が定められている項目及びその他排水基準が定められている項目等に関する調査。

#### (2) 要監視項目調査

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質について、県内の汚染状況を把握するために実施する調査。

#### (3) トリハロメタン生成能調査

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第 24 条に基づいて、水道水源水域におけるトリハロメタン生成能による水質汚濁の状況を把握するために行う調査。

### 3 環境基準項目等調査の概要

#### (1) 対象水域及び測定地点

水質汚濁に係る環境基準の類型指定がされた水域の測定地点（環境基準点）、同指定がされていない水域の測定地点（補助点）及びその他必要な地点において、原則として毎年同一地点で測定する。

ただし、補助点のうち 24 地点及びその他必要な地点としてトリハロメタン生成能を測定している 5 地点については、ローリング方式\*により測定する（補助点：各年 8 地点×3 年間、その他必要な地点：奇数年度 3 地点、偶数年度 2 地点）。

※水質の変化が少なく環境基準が継続して達成されている水域について、数年おきに測定を行う調査方式。

表 公共用水域水質測定地点数

水域	令和 7 年度	令和 8 年度	増減
河川	78河川 (95水域) 132地点	78河川 (95水域) 132地点	0
湖沼	18湖沼 (18水域) 32地点	18湖沼 (18水域) 31地点	▲1地点*
海域	13海域 (13水域) 34地点	13海域 (13水域) 34地点	0
計	109河川等 (126水域) 198地点	109河川等 (126水域) 197地点	▲1地点

※ ローリング方式による地点の入替えによる減（その他必要な地点）

#### (2) 測定項目

##### ア 生活環境項目

pH、BOD、COD、大腸菌数等 12 項目

##### イ 健康項目

カドミウム、鉛、総水銀等 27 項目

##### ウ その他の項目

##### (ア) 特殊項目

銅、溶解性鉄等 5 項目

##### (イ) その他項目

アンモニア性窒素、オルトリン酸態りん等 10 項目

#### (3) 測定回数

##### ア 環境基準点又は補助点

(ア) 河川において、生活環境項目は毎月 1 回を基本として測定し、健康項目及びその他の項目は、過去の検出状況や土地利用状況から水域に応じた測定回数を決め、測定する。

(イ) 湖沼において、生活環境項目は毎月 1 回を基本として（自然条件により調査が不可能な期間を除く）測定し、健康項目及びその他の項目は、過去の検出状況や土地利用状況から水域に応じた測定回数を決め、測定する。

(ウ) 海域は、年 6 回の等間隔の調査を基本として測定し、健康項目及びその他の項目は、過去の検出状況や土地利用状況から水域に応じた測定回数を決め、測定する。

##### イ その他の地点

四半期毎に 1 回程度を基本として測定する。

#### 4 要監視項目調査の概要

県内の汚染状況を把握し知見の集積を図るため調査を行う。

(1) 測定地点：38 地点

(2) 測定項目：クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸（以下「PFOS 及び PFOA」という。）等 32 項目

#### 5 トリハロメタン生成能調査の概要

水道水源水域におけるトリハロメタン生成能による水質汚濁の状況を把握するために調査する。

(1) 測定地点：14 地点（内 5 地点については隔年実施）

(2) 測定項目：クロロホルム生成能、ブromoホルム生成能等 4 項目

#### 6 前年度との変更点

##### (1) ローリング方式による地点の入替え

###### ア 環境基準項目等調査

上記 3 (1)に記載したように、補助点のうち、8 地点で測定地点の入替えを行った。

###### イ 要監視項目調査

アの入れ替えに伴い、3 地点を測定地点から外し、PFOS 及び PFOA の排出源となり得る施設の下流に位置する 5 地点を測定地点に追加した。

〈測定地点から外す測定地点〉

移川小瀬川橋 （地点統一番号：220-01）

滑川旧 4 号国道下 （地点統一番号：226-01）

熊川三熊橋 （地点統一番号：236-01）

〈測定地点に追加する測定地点〉

八反田川八反田橋 （地点統一番号：216-01）

杉田川落合橋 （地点統一番号：224-01）

藤野川杜川合流前 （地点統一番号：228-01）

泉川阿武隈川合流前 （地点統一番号：258-01）

太田川丸山橋 （地点統一番号：234-01）

###### ウ トリハロメタン生成能調査

上記 5 (1)に記載したように、水道水源水域におけるトリハロメタン生成能測定地点のうち、5 地点で測定地点の入替えを行った。

## (2) 環境基準項目等調査の測定項目の見直し

ネオニコチノイド系農薬の公共用水域中の実態を把握するため、その他の項目の  
その他項目としてネオニコチノイド系農薬であるクロチアニジンを追加した。

〈測定地点〉

阿武隈川田町大橋上流 400m (地点統一番号：002-51)

杉田川落合橋 (地点統一番号：224-01)

## (3) 要監視項目の測定項目の見直し

ア 人の健康の保護に係る項目について

要監視項目のうち、人の健康の保護に係る項目である EPN について、過去 10  
年分の測定において報告下限値を下回っていたことを確認し、環境中の分布状  
況が把握できたことから、以下の測定地点の測定項目から外した。

〈対象測定地点〉

大久川陰磯橋 (地点統一番号：038-01)

好間川夏井川合流前 (地点統一番号：043-01)

藤原川愛谷川橋 (地点統一番号：012-01)

イ 水生生物の保全に係る項目について

要監視項目のうち、水生生物の保全に係る項目である 4-*t*-オクチルフェノー  
ル、アニリン、2,4-ジクロロフェノールについて、過去 10 年分の測定において  
報告下限値を下回っていたことを確認し、環境中の分布状況が把握できたこと  
から、以下の測定地点の測定項目から外した。

〈対象測定地点〉

阿賀野川新郷ダム (地点統一番号：007-01)

釈迦堂川須賀川市水道取水点 (地点統一番号：025-01)

## 第3 地下水の水質測定計画

### 1 目的

水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定に基づき、県内の地下水の水質汚濁の状  
況を常時監視するために行う水質の測定について、必要な事項を定める。

### 2 調査の種類

地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年 3 月環境庁告示第 10 号）の  
別表の項目の欄に掲げる項目（環境基準項目）及び水質汚濁に係る人の健康の保護に  
関する環境基準等の施行等について（令和 7 年 6 月 30 日環水大管発第 2506309 号）  
の別表 1 に掲げる項目（要監視項目）について、以下の（1）～（3）の調査を行う。

#### (1) 概況調査

地域の全体的な地下水の状況を把握するために実施する調査。

新たな汚染の発見を目的としているため、毎年、未調査の井戸又は前年度と  
異なる深度の井戸をその都度選定する。

ア ローリング方式

県内を概ね 10km メッシュに区分（全 113 区分）し、各メッシュから井戸

を選定し、ローリング方式により全メッシュを5年程度のサイクルで実施する調査。

イ 定点方式

有害物質を使用又は製造している工場・事業場等による汚染の可能性が高い地域若しくは汚染を予防する必要性が高い地域の井戸を選定し実施する調査。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに地下水汚染<sup>※1</sup>又は地下水汚染のおそれ<sup>※2</sup>が判明した場合、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する調査。

※1 地下水汚染とは、地下水の水質調査において、有害物質については環境基準、要監視項目については指針値を超える値で検出されることを指す。

※2 地下水汚染のおそれとは、地下水の水質調査において、有害物質が報告下限値以上環境基準以下の値で検出されることを指す。

(3) 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査の結果を踏まえ、検出された有害物質又は要監視項目による汚染の動向と浄化対策による改善効果の確認等をするために経年的に実施する調査。

3 測定地点数

(1) 環境基準項目

ア 概況調査（ローリング方式）	27 地点
イ 概況調査（定点方式）	29 地点
ウ 汚染井戸周辺地区調査	※汚染の状況により選定する。
エ 継続監視調査	226 地点

(2) 要監視項目

ア 概況調査（ローリング方式）	(1)アのうち9地点
イ 汚染井戸周辺地区調査	※汚染の状況により選定する。
ウ 継続監視調査	10 地点

※各項目の継続監視調査については、令和7年度の調査結果により実施しない場合がある。

4 測定項目

(1) 概況調査（ローリング方式）

原則として、環境基準項目（27項目）又は要監視項目（25項目）の全項目とする。

(2) 概況調査（定点方式）

環境基準項目のうち、測定井戸の周辺の状況（工場・事業場で取り扱っている物質等）に応じて適宜選定する。

(3) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等で地下水汚染又は地下水汚染のおそれが判明した項目（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素並びにほう素は対象外）とする。

#### (4) 継続監視調査

地下水汚染または地下水汚染のおそれ（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素並びにほう素は対象外）が判明した項目及び汚染の可能性が高い項目とする。

#### 5 測定回数

概況調査（ローリング方式、定点方式）、継続監視調査の測定回数は、対象井戸について年1回とする。

汚染井戸周辺地区調査は、汚染発見後速やかに測定を実施する。

#### 6 前年度との変更点

##### (1) 概況測定地点の変更

###### ア ローリング方式

ローリング方式で実施する調査は、上記2(1)アに記載したとおり、新たな汚染の有無を確認するため県内を113の区域に分けて、各区域で概ね5年毎に調査を行っているため、令和7年度とは異なる井戸を選定した。

###### イ 定点方式

定点方式で実施する調査は、上記2(1)イに記載したとおり、有害物質を使用している工場等の近隣などで汚染の有無の確認を行っており、令和7年度とは異なる井戸を選定した。

##### (2) 継続監視測定地点の変更

継続監視調査は、概況調査等で汚染が確認された井戸について実施する汚染井戸周辺地区調査の結果を踏まえて汚染状況の経年変化を確認するもので、基本的には毎年同じ井戸で調査を行うが、令和7年度の概況調査で汚染が確認された等の井戸7地点を追加し、当該年度の調査で汚染が確認されなくなった井戸や廃止された井戸10地点を削除した。なお、各項目の継続監視調査については、令和7年度の調査結果により実施しない場合がある。

###### ア 環境基準項目

###### 〈追加した地点〉

- ・ 令和7年度の概況調査等で新たに地下水汚染が確認された地点：6地区6地点
- ・ 地区の汚染範囲を監視するため新たに追加する地点：1地点1地区

###### 〈削除した地点〉

- ・ 地下水汚染が確認されなくなった地点：5地区5地点
- ・ 調査不可となったため削除した地点：4地区5地点

###### イ 要監視項目

###### 〈削除した地点〉

- ・ これまでの調査で地下水汚染が確認されなかった地点：2地区3地点
- ・ 調査不可となったため削除した地点：2地区3地点

表 地下水測定地点数

区分		測定地点数			測定項目数 (のべ数)		
		R 7	R 8	増減	R 7	R 8	増減
環境 基 項 目	概況調査 (ローリング方式)	25	27	+ 2	675	729	+54
	概況調査 (定点方式)	30	29	▲ 1	186	153	▲33
	継続監視調査	229	226	▲ 3	1, 192	1, 182	▲10
要 監 視 項 目	概況調査 (ローリング方式)	9	9	0	177	177	0
	概況調査 (定点方式)	0	0	0	0	0	0
	継続監視調査	16	10	▲ 6	16	10	▲ 6
合計		309	301	▲ 8	2, 246	2, 251	5